

○災害対策基本法第2条第6号の規定に基づく指定地方公共機関の指定

(令和5年1月13日告示第24号)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第6号の規定に基づき熊本県知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとし、令和5年1月13日から施行する。

なお、令和2年12月4日熊本県告示第878号(災害対策基本法第2条第6号の規定に基づく指定地方公共機関の指定)は、廃止する。

- 1 公益社団法人熊本県トラック協会
- 2 一般社団法人熊本県バス協会
- 3 一般社団法人熊本県タクシー協会
- 4 熊本電気鉄道株式会社
- 5 くま川鉄道株式会社
- 6 南阿蘇鉄道株式会社
- 7 肥薩おれんじ鉄道株式会社
- 8 三和商船株式会社
- 9 熊本フェリー株式会社
- 10 熊本県海運組合
- 11 熊本国際空港株式会社
- 12 熊本県土地改良事業団体連合会
- 13 天草ガス株式会社
- 14 九州ガス株式会社
- 15 山鹿都市ガス株式会社
- 16 一般社団法人熊本県LPガス協会
- 17 株式会社熊本放送
- 18 株式会社テレビ熊本
- 19 株式会社熊本県民テレビ
- 20 熊本朝日放送株式会社
- 21 株式会社エフエム熊本
- 22 株式会社熊本日日新聞社
- 23 公益社団法人熊本県医師会
- 24 公益社団法人熊本県看護協会
- 25 社会福祉法人熊本県社会福祉協議会
- 26 一般社団法人熊本県歯科医師会
- 27 公益社団法人熊本県薬剤師会
- 28 一般社団法人熊本県建設業協会
- 29 一般社団法人熊本県産業資源循環協会

附 則

令和5年1月13日から施行する。